

6 議案第99号関係

おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 この条例において「養育者」とは、前項に規定する父母のない児童を養育し、かつ、その生計を維持するものであって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の4</u>に規定する里親以外の者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 この条例において「養育者」とは、前項に規定する父母のない児童を養育し、かつ、その生計を維持するものであって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親以外の者をいう。</p>